

2003

7月号



412

広報

かわち



— 内容 —

議会だより	2~3
住民基本台帳ネットワークサービス開始	4~5
みんなで考えよう市町村合併	6~7
保健センターだより	8
児童手当係からのお知らせ	9
町のできごと	10~11
ぼくのわたしの夢、俳句、短歌	13
みんなの窓	14~15
町民俗資料館見学、戸籍の窓	16

お兄さん、お姉さんと まちをきれいにしたよ!

一人一人の心がけて、いつもきれいな
町づくり!

(小学生・中学生による『クリーンナップキャンペーン』より)

平成15年

第2回河内町議会定例会

6月24日から27日にかけて開かれた定例会では、報告6件、議案7件、議員提出議案1件が審議されました。

尚、冒頭議長、副議長の改選があり、議長に秋山文男氏、副議長に大竹 博氏が選任されました。又、一般質問の概要につきましては次号でお知らせします。

諸報告 野 高 貴 雄

議長より報告がございましたが去る5月26日開催の郡町村会総会において、岡田議長、そして、不肖私が自治功労者として表彰状をいただきました。これも偏に皆さん方のご指導、ご協力の賜であり厚く御礼申し上げます。

今、市町村合併が大きな課題であります。皆さん方からお寄せいただきましたアンケート結果をふまえ協議を重ね進めてまいりたいと思っております。基幹産業であります農業につきましても引き続き第3セクター株式会社ふるさとかわちでの皇室献上米おかずのいらぬかわちのお米の販売や、直販センターふるさとかわちでの農産物販売に努力をいたしております。

平成15年度も3カ月を過ぎようとしています。今年度の当初予算は町長選の関係で一部事業費について計上を見送ってまいりましたが、今議会に計上をいたした次第であります。

さて、去る5月10日今年も田植え祭りが盛大に行われました。天候にも恵まれてまず首都圏や近隣市町村、地元の小中学生、また、千葉県市川市内の小中学生も先生、保護者とともに参加をされ農業の体験をされました。

5月25日の日曜日、つつみ会館にて『温泉祭り』が開催され、当日は歌謡ショーなどで楽しい一日を過ごされました。

今年度も、町政運営につきまして皆さん方のご協力をお願いをし、報告をおわります。

報 告

専決処分
平成14年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

霞ヶ浦常南流域下水道事業の工期延長に伴う建設費負担金について、繰越明許費の額が変更となったための専決処分承認されました。

専決処分
河内町条例の一部の改正及び河内町特別土地保有税審議会条例の廃止について

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成15年3月31日に公布され、これらの法律改正に伴い河内町条例の一部の改正及び河内町特別土地保有税審議会条例を廃止する専決処分、承認されました。

専決処分
河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律

が平成15年3月31日に公布されたことに伴い河内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分、承認されました。

平成14年度河内町土地開発公社事業決算について

地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するもので、承認されました。

平成14年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

霞ヶ浦常南流域下水道事業の工期延長に伴う建設費負担金の繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするもので承認されました。

議 案

議案第1号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）が平成14年7月に全面改正されたことに伴う改正並びに住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼働において、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理、住民基本台帳カードの交付が平成15年8月25日から開始されることに伴い改正するもので可決されました。

議会だより



議長
秋山 文男氏



副議長
大竹 博氏

議会議員構成

各委員会正副委員長は下記のとおりです。

◆議会運営委員会

委員長 田 仲 重 雄
副委員長 福 智 正 之

◆総務委員会

委員長 福 智 正 之
副委員長 大 野 佳 美

◆教育厚生委員会

委員長 廣 瀬 裕
副委員長 牧 山 龍 雄

◆経済委員会

委員長 酒 井 光 生
副委員長 大 竹 博

一部事務組合議会議員がかわりました。

◆龍ヶ崎地方衛生組合議員

石川 律 夫

◆龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員

岡田 金 男

議案第2号 平成15年度河内町一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に93,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,043,518千円とするもので、歳入につきましては、県支出金10,527千円、繰入金29,385千円、繰越金53,962千円で、歳出につきましては、総務費7,072千円、民生費1,096千円、衛生費1,677千円、農林水産業費2,742千円、土木費70,180千円、消防費4,254千円、教育費7,703千円を増額し、議会費850千円を減額するもので可決されました。

議案第3号 平成15年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に3,126千円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ1,096,939千円とするもので、歳入につきましては、国庫補助金454千円、繰越金2,672千円で、歳出につきましては、徴収費454千円、高額療養費2,600千円、移送費72千円を計上するもので可決されました。

議案第4号 平成15年度河内町老人保健特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に29,675千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,072,164千円とするもので、歳入につきましては、支払基金交付金12,951千円、国庫負担金11,587千円、県負担金493千円、繰越金4,644千円であり、歳出につきましては、償還金290千円、繰出金29,385千円を計上するもので可決されました。

議案第5号 平成15年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に460千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51,568千円とするもので、歳入につきましては、繰越金460千円で、歳出につきましては、総務費に460千円を計上するもので可決されました。

議案第6号 平成15年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に20,419千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ568,570千円とするものであり、歳入につきましては、繰越金5,919千円、町債14,500千円であり、歳出につきましては、下水道建設費20,419千円を計上するものであり、また、地方債について、限度額を1

63,700千円に変更するもので可決されました。

議案第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

河内町固定資産評価審査委員会委員の任期が平成15年6月19日で満了となったことに伴い、地方税法第423条第3項の規定により左記の者の選任について議会の同意を求めらるもので同意されました。

意見書

議員提出議案第1号

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書の提出について可決されました。

住所 河内町金江津4199番地
氏名 青野 功
生年月日 昭和15年4月15日

8 / 25

住基ネットがさらに 便利になります！

昨年8月、住民基本台帳の全国ネットワーク（以下「住基ネット」）の稼働による『住基ネット第1次サービス』（行政機関への申請や届出に住民票の写しや、共済年金の現況届等が不要）に続き、8月25日より『住基ネット第2次サービス』（住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）が開始され、住基ネットがさらに便利になります。

住民基本台帳カードが
交付されます。



写真・総務省資料より

住民票の写しの広域交付

全国どこの市町村でも自分の住民票の写しが取れるようになります。（住民基本台帳カード、運転免許証等の提示が必要）

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市町村でしか受けられませんでした。

これが、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、全国の市町村間で住民票の情報のやり取りができるようになります。全国どこの市町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写しの交付が受けられるようになります。

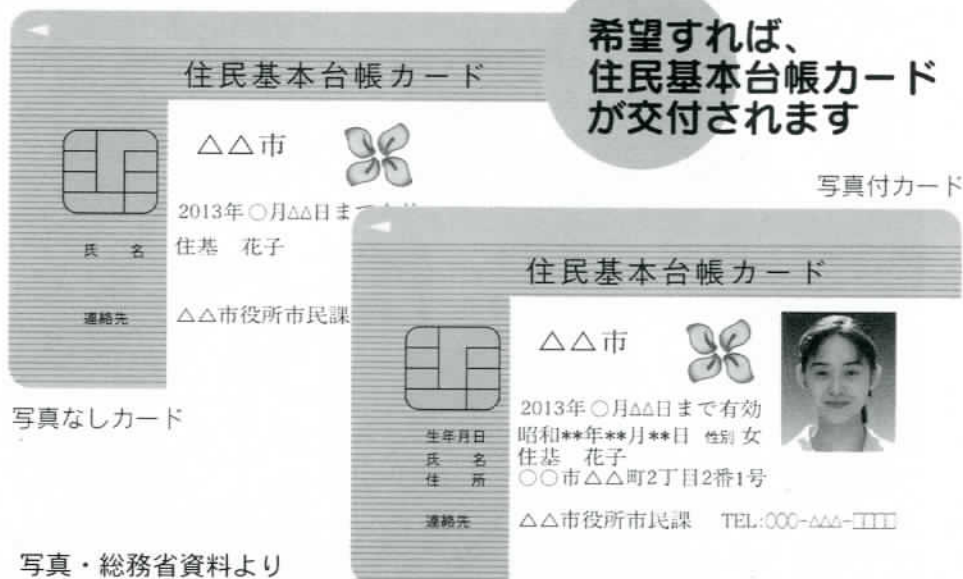
転入転出手続の簡素化

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届を郵送で行うことにより、引越しの手続きで窓口に行くのは転入時1回だけで済みます。現在、引越しの場合には、まず、住んでいる市町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引越し先の市町村に転入届を行う必要があります。

これが、住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い、引越し先の市町村の窓口で提示することによって、引越しの場合に窓口に行くのは転入時の1回だけで済むようになります。



希望すれば、
住民基本台帳カード
が交付されます



写真なしカード

写真・総務省資料より

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します！

住民基本台帳カードの交付

希望する方全員に住民基本台帳カード（有料）を交付します。このカードは、住民票の写しの広域交付、転入転出手続きの簡素化、法令で住民ネットの利用が認められた事務での本人確認に利用されるICカードで、写真付きと写真なしの2種類があり、どちらがお好きな方を作成することができます。運転免許証やパスポートをお持ちでない方は、特に写真付きのカードを作成することにより今後、新たな身分証明書として利用することができます。

カードの交付を受けるには

①申請書の提出

○住民課窓口に備え付けの交付申請書により申請します。

○写真つきカードを作成する場合には、申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真（縦4・5センチ×横3・5センチ）を持参願います。

○15歳未満の方のカードを作成する場合には、両親等法定代理人が申請することになります。

②交付通知書の送付

○河内町では、カードの作成を（財）地方自治情報センターに委託しているため、カード交付までに2〜

3週間程度かかります。カードが出来ましたらカード交付通知書により通知しますので通知書持参のうえ、住民課窓口までカードを受け取りにお越しください。

③住基カード交付時の本人確認

○本人確認には、写真付きの身分証明書の提示が必要となります。

○15歳未満の方については、両親等法定代理人に交付することになりますので、当該代理人の写真付きの身分証明書に加え、戸籍謄本等本人との関係がわかる書類の提示が必要となります。

○本人が病気等の理由で受け取りに来ることが困難な場合のみ、任意代理人に交付が可能です。任意代理人が交付を受ける場合には、次の書類の提出が必要となります。

（1）写真付きの身分証明書
（2）本人が任意代理人に対し交付を受けることを委任した事実がわかる委任状等の書類

④カードの交付

○カードの有効期限は、10年です。
○カードの交付を受ける場合には、1枚500円の手数料が必要となります。

★写真付き身分証明書とは、官公署が発行している運転免許証、旅券、資格証明書等本人の写真が貼付されているものをいいます。

◆問合せ先◆ 住民課 戸籍係 ☎84-2111（内線183・184）

みんなで考えよう市町村合併

～ 住民意識調査結果 ～

先月に引き続き住民意識調査結果をお知らせします。

合併に期待する効果

※集計結果のポイント
「各種行政サービスの充実と安定的提供」が第1位。

市町村合併に期待する効果をたずねたところ、「各種行政サービスの充実と安定的提供」(57・6%)が第1位に挙げられ、次いで「地域全体の生活環境向上や産業の活性化」(44・6%)、「行政事務の効率化による経費削減」(39・5%)、「専門職員の増強による多様な行政サービス」(34・5%)などの順になりました。

これを居住地区別、性別で見ても「各種行政サービスの充実と安定的提供」が第1位となっていますが、年齢別で見ると、各世代で期待する効果に下表のような違いがみられました。

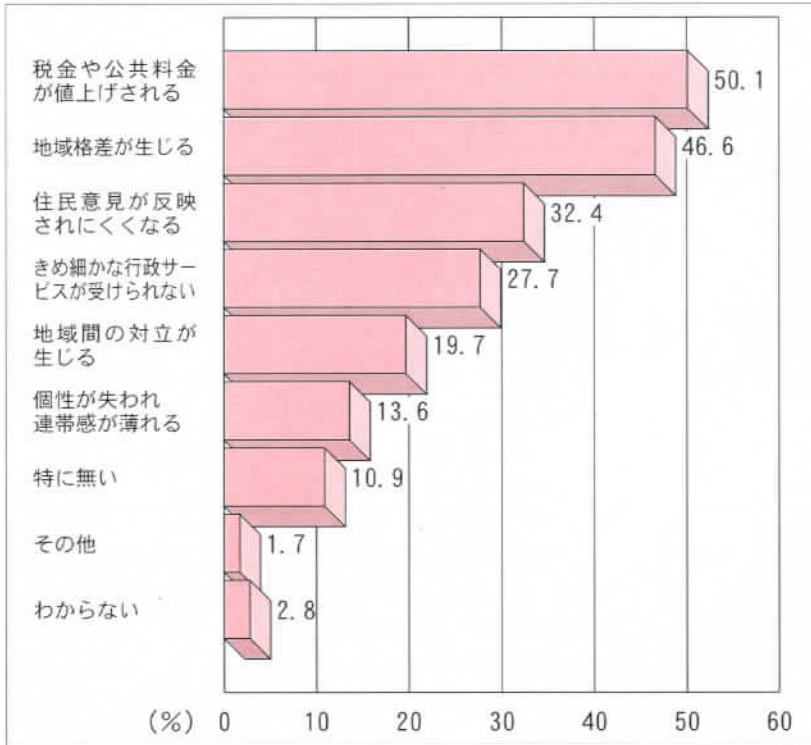
区分	第 1 位	第 2 位	第 3 位	
年 齢 別	20歳未満	利用できる施設の増加による生涯教育・スポーツ活動の充実 43.6%	各種行政サービスの充実と安定的提供 42.3%	地域全体の生活環境向上や産業の活性化 37.2%
	20歳代	各種行政サービスの充実と安定的提供 53.1%	地域全体の生活環境向上や産業の活性化 50.8%	利用できる施設の増加による生涯教育・スポーツ活動の充実 37.3%
	30歳代	地域全体の生活環境向上や産業の活性化 53.4%	各種行政サービスの充実と安定的提供 43.4%	利用できる施設の増加による生涯教育・スポーツ活動の充実 41.0%
	40歳代	地域全体の生活環境向上や産業の活性化 51.4%	各種行政サービスの充実と安定的提供 49.6%	行政事務の効率化による経費削減 44.7%
	50歳代	各種行政サービスの充実と安定的提供 58.7%	地域全体の生活環境向上や産業の活性化 52.1%	行政事務の効率化による経費削減 46.4%
	60歳代	各種行政サービスの充実と安定的提供 68.8%	行政事務の効率化による経費削減 45.2%	地域全体の生活環境向上や産業の活性化 42.1%
	70歳以上	各種行政サービスの充実と安定的提供 75.3%	専門職員の増強による多様な行政サービス 46.8%	行政事務の効率化による経費削減 40.8%

合併で心配なこと

※集計結果のポイント

「税金や公共料金が値上げされる」及び「中心部と周辺部で地域格差が生じる」が2大懸念事項。

合併で心配なことをたずねたところ、「税金や公共料金が値上げされる」(50・1%)



が最も多く、次いで「中心部と周辺部で地域格差が生じる」(46・6%)が続く、これらが他を引き離して2大懸念事項となりました。その他では、「住民の意見が反映されにくくなる」(32・4%)、「きめ細かな行政サービスが受けられない」(27・7%)、「地域間の対立が生じる」(19・7%)などの順になっていました。

◆メモ◆

市町村の税金は、法律の定めに基づき、市町村条例で定められています。

したがって、合併して新しい市や町になった場合の税率も合併後の市町村条例で定めることとなりますが、地方税法による標準税率を採用している市町村同士が合併した場合には、特別な理由がない限り税率が変わることはありません。

ただし、個人の市町村民税(均等割)は税率が市町村の人口規模ごとに定められていますので、合併によって人口規模が一定以上に大きくなれば税額も変わることになります。例えば人口5万未満の町が合併して15万の市になった場合、2千円から2・500円になります。

また、合併後市町村の全域にわたって均一の課税をすることが、かえって公平性を欠く場合は、合併年度と続く5年度に限って、「課税をしないことまたは不均一に課税をすることが出来る」ようになっていきます。

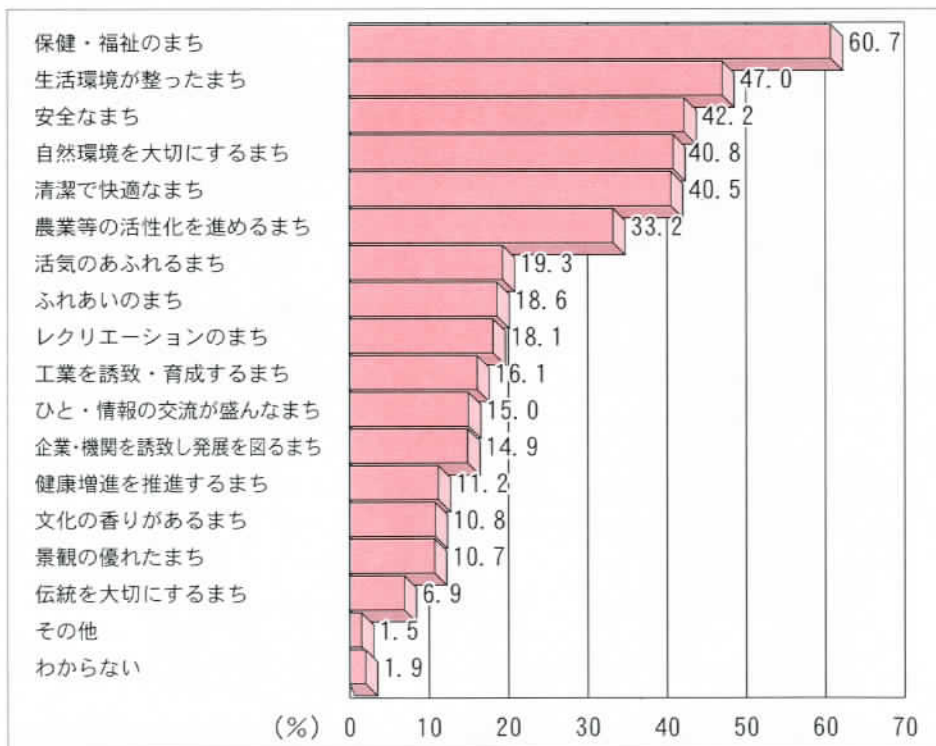
まちの将来イメージ

※集計結果のポイント

「保健・福祉のまち」が他を引き離して第1位。

合併後のまちの将来イメージについてたずねたところ、

「保健・福祉のまち」(60・7%)が圧倒的に多く、次いで「生活環境の整ったまち」(47・0%)が続く、以下「安全なまち」(42・2%)、「自然環境を大切にするまち」(40・8%)、「清潔で快適なまち」(40・5%)、「農業等の活性化を進めるまち」(33・2%)、



◆問合せ先◆ 企画財政課 企画係 ☎84-2111 (内線212)

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～子宮がん・乳がん・腹部超音波検診のお知らせ～

近年、町では子宮がん、乳がん検診の受診率が大きく低下しています。ご自身の健康管理のために、ぜひ受診されますようお願いいたします。

《子宮がん・乳がん検診》

集団検診

今年度から、乳がん検診の方法が、医師による視触診に代わり、乳房エコーとマンモグラフィーのみになります。ごく初期のがんの発見にもつながりますので、対象の方は、下記の日程で、お申し込みください。

■ 検診日程

- ◇ 9月1日～2日（月～火） 保健センター
- ◇ 9月3日（水） つつみ会館
- ◇ 9月4日（木） 第2分館（福祉センター隣）

■ 対象者

- 子宮がん検診…25歳以上の女性
- 乳がん検診…30歳以上の女性

■ 検査方法

- 子宮がん検診…検診車による子宮頸部細胞診
- 乳がん検診…乳房エコー、マンモグラフィー
（30～39歳：乳房エコー）
（40～56歳：乳房エコーとマンモグラフィー）
（57歳以上：マンモグラフィーを2年に1回）

■ 料 金：無料

■ 受付時間：午後0時～午後0時30分

■ 定 員：各会場50名

施設検診

町で発行する受診券を持参し、指定医療機関で受診していただく方法です。集団検診で受けられない方はぜひご利用ください。

■ 指定医療機関

○子宮がん検診

- ・いがらしクリニック
- ・野村医院
- ・飯田産婦人科医院
- ・取手協同病院
- ・牛久愛和総合病院
- ・鴻巣クリニック

○乳がん検診

- ・いがらしクリニック
- ・牛尾病院
- ・野村医院
- ・取手協同病院
- ・牛久愛和総合病院
- ・鴻巣クリニック

■ 検査方法

- 子宮がん検診…子宮頸部細胞診
- 乳がん検診…問診・視診・触診

※保健センター窓口で受診券を発行します。

■ 料 金：無料

《腹部超音波検診》

腹部（肝臓、胆のう、胆管、膵臓、脾臓）の疾患を早期に発見するための検診です。対象の方は、下記の日程で、お申し込みください。

検診日程	場 所	受付時間	定 員
9月16日（火）	保健センター	午前7:00～7:30	15名
		8:00～8:30	15名
		9:00～9:30	15名
9月17日（水）	つつみ会館	午前7:00～7:30	15名
		8:00～8:30	15名
		9:00～9:30	15名

※現在、胆石症や脂肪肝などで腹部超音波検査を受けながら治療している方、昨年受けた方はご遠慮ください。

■ 対象者：40歳～65歳

■ 料 金：2,000円

★各検診は定員になり次第、締め切らせて頂きます。



◆問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は84-3682

ご存知ですか **特別児童扶養手当**

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母（いずれかの所得の多い方）、または父母に代わってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

■**手当の額**（児童一人につき） ・1級 月額51,100円 ・2級 月額34,030円

■**手当を受けるための手続きについて**

県知事の認定を受けることにより、手当が支給されます。

【添付する書類】

- 1) 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）と住民票謄本
- 2) 所定の診断書（用紙は住民課にあります。）

※ただし、次の場合には診断書の添付を省略することが出来ますので窓口でご確認ください。

- ・療育手帳の判定が（A・A）である場合
 - ・身体障害者手帳（内部障害を除く）の等級が1・2・3級（下肢障害については4級の一部を含む）である場合
- 3) その他必要な書類 ※手当は口座振込みが原則です。
郵便貯金通帳（必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。）

■**手当を受けるための手続きについて**

所得状況届	受給者の方（支給停止となっている方も含む）は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届を提出してください。この届出により8月分以降の手当の支給の可否が決定されます。なお、2年間提出をしないと、受給資格がなくなることがあります。
障害状況届	児童の障害認定にあたっては、期間（有期）が設けられています。期間満了の月までに診断書等必要な書類を添付のうえ提出してください。なお、この届出が期間内に提出されないと、期間満了の翌月より手当の支給が停止となる場合があります。
額改定請求書	対象の児童数が増加した場合、または、障害の程度が重くなったため手当等級が上がる可能性がでてきた場合。

忘れずに提出しましょう！ **児童扶養手当現況届**

児童扶養手当を受けている方は現況届を、9月3日までに役場住民課へ提出して下さい。（支給停止の方も含みます。）8月分以降の手当を引き続き受給できるかどうか確認するもので、提出がない、あるいは不備の場合は、8月分以降の手当が差し止められますのでご注意ください。

現況届は8月上旬に送付予定です。

（平成15年7月以降に申請された方は、届出の必要はありません。）

■**児童扶養手当とは**

さまざまな理由により父親と生活をしていない18歳未満の児童を養育している方に支給されます。

◎受給資格があっても請求しない限り支給されません。

◎養育している方の所得などによって支給されない場合もあります。

◆問合せ先◆ **住民課 児童手当係** ☎84-2111（内線181）

まちのできごと

町小・中学生が大活躍！

空手道全国大会での活躍に期待！

日頃の稽古の成果を発揮し、河内町の小学生が地区予選を勝ち抜き、茨城県の代表として各空手道全国大会に多くの選手が出場することが決定しました。

また、茨城県中学校空手道選手権大会において、女子団



↑みんなの活躍で多くの賞に輝いた茨城県大会！

体組手の部において河内中学校が優勝し、続く全国中学校選手権大会に出場することも決定し、小学生・中学生選手各大会での活躍が期待されます。

各大会出場選手はつぎのとおりです。

※敬称略、()内は学校名、数字は学年です。



→中学校大会で優勝！
河内中女子団体の3名

身近な出来事や地元の話をおよせください。

連絡先・秘書広聴課

☎84-2111 (内線103)

第46回全国小・中学生空手道選手権大会

日時：8月2日～3日

会場：長野エムウエーブ

Aクラス

松崎恵太(生小4) 豊嶋紗穂

(源小5) 坂巻遥(生小6) 落

合大輔(金小6) 宮崎晃平(金

小6) 海老原弘亮(生小6)

石山健太(河中1) 細谷勇氣

(河中2) 武田伊織(金中2)

仲山優圭(河中1) 豊嶋詩穂

(河中2) 松崎茜(河中3)

第3回全日本少年少女空手道選手権大会

日時：8月3日

会場：東京武道館

仲山徹(生小1) 佐藤早和子

(文間小1) 榎田麻美(源小2)

海老原佳菜(生小2) 豊嶋紗穂(源小5)

全国中学校空手道選手権大会

日時：8月9日～10日

会場：北海道立総合体育センター(きたえーる)

河内中女子団体(組手の部)

松崎 茜(3年) 豊嶋詩穂

(2年) 仲山優圭(1年)

梅雨空を吹き飛ばせ！

第7回チャリティー町民ゴルフ大会！

6月26日、ニッソーカン

リークラブにおいて『第7回

河内町民チャリティーゴルフ

大会』が開催されました。大

会には、町内在住、在勤のゴ

ルフ愛好者が参加し、梅雨空

を吹き飛ばせとばかりに各ホ

ル、和気あいあいのなか、熱

い競技が繰り広げられました。

競技終了後、クラブハウス

で行われたパーティーでは、

成績の発表と表彰が行われま

した。大会の上位入賞者は下

表のとおりです。(敬称略)



参加者119人

タロス(ネット)

優勝 吉原 信之 96 62・4

準優勝 海老原範行 80 65・6

第3位 藤本 勘次 98 66・8

ベストクロス

竹尾 裕 75



↑優勝のスピーチをする吉原さん



↑チャリティーホール(イン12番)
「ご協力ありがとうございました！」

この大会で9万9千円のチャリティー収益金が集まり、町社会福祉協議会に送られました。

快勝!

稲敷地方体育大会開催

6月15日、稲敷地方体育大会が開催され、郡内町村の各会場に分かれ13種目の競技が行われました。河内町では、農業者トレーニングセンターを会場に綱引き(男・女)が行われ男子の部が優勝、女子の部が3位と昨年に続き好成績を収めました。

その他の結果については、ママさんバレーボールが昭和46年以来となる優勝(新利根町会場)、卓球が優勝、バスケットボール女子が3位(江戸崎町会場)を獲得しました。



綱引き男子：優勝 女子：3位



ママさんバレーボール：優勝



卓球：優勝

環境美化行動の一貫

町職員が清掃作業

6月10日、町職員が長竿パイパス及び、町道(内野幸谷間)の空き缶やゴミの回収を実施しました。

当町では、「関東地方環境美化行動の日」統一キャンペーンの一環として、昨年に続き空き缶ゴミの回収を実施したもので、当日は約2時間で240kgの空き缶やゴミ等が集まりました。日頃からの一人一人の心がけできれいな住環境づくりに貢献しましょう。



みんなの笑顔

福祉まつり開催

6月28日、恒例の『福祉まつり』が開催され、大勢の人で賑わいました。会場となった福祉センターでは、各模擬店、ボランティアの皆さんによる山菜おこわ、やきそばなどの他、福祉作業所に通う皆さん手作りの木工製品の販売などで賑わいました。また、各趣味クラブの発表会では、民謡や舞踊、カラオケなどの熱演に観客は盛んに拍手を送りました。



6月

町長の動き

- 9日(月) 初登庁、職員訓示
- 11日(水) 遺族会役員会
- 13日(金) 龍ヶ崎地区青少年相談員連絡協議会、ブランド米推進部会総会
- 15日(日) 稲敷地方体育大会
- 16日(月) 龍ヶ崎市長来庁会
- 17日(火) 茨城県市町村課長来庁
- 18日(水) 茨城行政評価事務所長来庁
- 19日(木) 稲敷郡総務事務研究会、ホームヘルパー江戸崎支部総会
- 23日(月) 町安全協会総会
- 25日(水) 三者合同会議
- 26日(木) 町民ゴルフ大会、地方分権の推進と市町村合併講演会(利根町)
- 27日(金) 暴力排除推進協議会総会
- 28日(土) 福祉まつり

—行政相談員に—

山田 一郎 さん 就任



毎日の暮らしの中で、役所の仕事についての苦情や意見・要望はありませんか。「役所に相談したいが、どこかの窓口へ行けばよいか分からない。」「役所に苦情をいいたいが、直接窓口に行いたくない。」「苦情を申し出たが、その処置に納得できない。」

こんな時は、行政相談員又は、茨城行政評価事務所にご相談ください。

■河内町担当行政相談員

氏名 山田 一郎 (6月就任)

住所 下加納1553

TEL 86-3-1555

■茨城行政評価事務所

TEL 029-253-1100

※行政相談員はいつでも相談を受け付けています。

国保税、介護保険料、町税の徴収に

—徴収嘱託員に井原久子さん、鈴木喜恵子さん—

町では、徴収事務の効率化を図るため、訪問して国民健康保険税や介護保険料、住民税や資産税など町税の徴収業務を行う徴収嘱託員に井原久子さん(南丸田)、鈴木喜恵子さん(猿島)の2名を委嘱しました。



井原 久子さん



鈴木喜恵子さん

考えよう

税の役割

住みよい社会

高橋あゆみさん(金中2年)

内閣総理大臣の書状を贈呈します

請求期限が2年間延長され、平成17年3月31日までとなりました。

先の大戦で戦地等に派遣され戦時衛生勤務に服された「旧日本赤十字社救護看護婦」、「旧陸軍従軍看護婦」の方々(慰労給付金受給者を除く)に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣の書状を贈呈しております。なお、請求期限が、2年間延長され、平成17年3月31日までとなりました。

御本人または御家族等からの御連絡をお待ちしております。

◆問合せ先◆総務省大臣官房管理室 業務担当

TEL 03-5253-5182 (直通)

55周年を迎えた検察審査会

今年検察審査会法が施行されて55周年を迎えます。

検察審査会制度は、検察官が被疑者(犯人と思われる人)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の可否を、有権者の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が審査するという制度です。この制度は国民の一般的な良識を検察官の仕事に反映させ、より良い刑事司法を実現するために設けられた制度です。

あなたもいつか検察審査員に選ばれることがあります。

検察審査員に選ばれたときには、国民の代表としてこの制度へのご協力をお願いします。

◆問合せ先◆土浦検察審査会事務局

TEL 029-821-4347

圏央道が一部開通し まちまち便利に!

圏央道「つくばJCTからつくば牛久IC間(延長1.5km)」及び「国道6号牛久土浦バイパス(延長2.3km)」が開通し常磐道への利用がますます便利になりました。



◆問合せ先◆JH東京管理局谷和原管理事務所

TEL 0297-52-2820

第一幼稚園

ぼくのわたしの



くじやま かずあき
葉山 一晃くん
お菓子屋さん



おだじまかずき
小田島一樹くん
サッカー選手



くぼた まさひと
窪田 雅仁くん
サッカー選手



しのざき ひょう
篠崎 稔くん
サッカー選手



えひはら しゅう
海老原 秋くん
サッカー選手



むらの ともか
村野 友香ちゃん
お花屋さん



俳句

かわち俳句会

鯉口の音にもありし梅雨じめり

田中康夫

中尊寺芭蕉總ひし木下閣

若泉栄治

幼な子の汗の匂ひを抱え来し

田沼和子

禅僧も一息入れて心太

鴻野たけ

病むことを知らず天寿や茄子の花

遠藤正雄

師は逝きぬ額紫陽花のまっさかり

大野志げ子

甘藍の力みなぎる丸さかな

杉原利代

夕焼けや白衣の天使染めにけり

津根としお

朝焼けを背負ふて漁師戻りけり

石塚たかよし

朝風やどこからとなく舟一つ

飯島ヨシノ

葱坊主しっかか意志を通しけり

橋爪かん

紫陽花の雨を重ねて藍深む

大塚一重

母の日やお粥ふっくら炊きあがり

川口ふく

種蒔けば明日待たるる土の面

河西るり子

朝風の波打ち際を歩きけり

吉田四郎

夕焼けの水面洗めて利根映ゆる

寺田節子

薰風や一人微吟の舫ひ舟

田中白茅

句作して春の夜更けの盗み酒

飯塚まさよし

短歌

かわち短歌会

窓辺より見える潮来のけふる灯は川面に映いて心うつなり

スカラ座にて文字ばかり追う映画見しわが若き日のときめき恋し

五月雨の野に黒牛のつながれて綱の長さをただ動き居り

引き潮にアクアラインのシルエット貝掘る人の遙か彼方に

一身上とも言はれし農機具こなす老い半作の苗無事植えにけり

八十の吾には常に姉なりき七才に果てし墓の主はも

二た分けの戦き終りて薰風の吹けど巷に黒雲消えず

(生板)

杉田恒夫
庄司登千子
青野清一
石山候江
山田マサエ
久松浩洋
青木保

ガイド

役 場 ⑧4 2 1 1 1
 FAX ⑧4 4 3 5 7
 水 道 課 ⑧4 2 3 6 1
 つつみ会館 ⑧6 3 7 4 0

保健センター ⑧4 4 4 8 6
 学校教育課 ⑧4 3 3 2 2
 生涯学習課 (中央公民館) ⑧4 2 8 4 3
 給食センター ⑧4 2 8 4 5
 福祉センター ⑧4 3 6 9 9
 防災かわち ⑧4 2 2 1 2
 (音声案内)

みんなの窓

7

JULY

お知らせ

生活

「行方不明者を捜す相談所」の利用について!

警察では8月中を行方不明者を捜したり、身元不明者の身元を確認するための行方不明者捜索強化期間として「行方不明者を捜す相談所」を開設いたします。

相談は無料、秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

■相談所開設日・場所

8月2日(土) 旧県庁本庁舎
 8月3日(日) 土浦市女性センター(「ウララビル2」7階)

8月4日(月) 日立警察署
 8月5日(火) 下館警察署
 8月6日(水) 境警察署

7月の納税

- ◆ 固定資産税 2期 ◆
 - ◆ 豊田新利根土地改良一般年賦金 全期 ◆
 - ◆ 牛久沼土地改良特別 全期 ◆
- 徴収日は7月31日です

8月7日(木) 鹿嶋警察署
 8月8日(金) つくば中央警察署

※午前9時～午後4時まで
 8月1日及び9日～31日
 県警本部8階 鑑識課
 ※午前8時30分～午後5時まで(土、日を除く)

■問合せ先

警察本部鑑識課
 TEL 029-301-0110
 (内線4621・4622)
 竜ヶ崎警察署
 TEL 62-0110
 (内線341)

または、交番・駐在所まで

茨城県就職サポートセンターをご利用ください!

■相談内容

・キャリアカウンセラーによる、就職適性や能力開発の方向、就職活動に関する困りご

とについての相談
 ・コンピューターによる適職診断
 ・就職面接に必要な知識及び履歴書等応募書類の作成方法などの説明
 ・求人情報や講習会等の雇用関係情報の提供

■利用時間

月～金曜日(祝日を除く)
 午前9時～午後4時

■問合せ先

就職サポートセンター土浦
 場所：土浦市真鍋5-17-26
 土浦合同庁舎1階
 TEL 029-825-2820

講習会

小規模ボイラー取扱資格取得講習について

■日時 9月2日(火)～3日(水) 午前9時～午後5時
 ■会場 茨城県JA会館
 ■費用 9,700円
 (受講料・テキスト代)
 ■受付日 8月18日(月)～19日(火) 持参又は現金書留

■申込み先 (社) 日本ボイラー協会茨城支部

TEL 029-225-6185

募集

県立竜ヶ崎南高等学校 開放講座のご案内

■講座内容 『心を伝える絵手紙』講座

■募集定員 20名

■実施期間 8月19日～16日 (全9回)

■申込方法 はがき又はFAXに住所・氏名・電話番号を明記し申込ください。

■申込期限 8月11日(月)

■問合せ先

県立竜ヶ崎南高等学校
 学校開放講座実施委員会
 TEL 0297-64-2167
 FAX 0297-64-5241

自宅がキャンパス

『放送大学』

放送大学学生を募集します!

【教養学部】

■学生の種類

・全科履修生

(4年以上在学し、学士の学位の取得をめざす学生)

休日診療当番医

◇江戸崎地区

【8月】

3日 江戸崎眼科 029-892-0262
 10日 竹尾医院 0297-86-2436
 17日 宮本病院 029-979-2114
 24日 佐倉クリニック 029-892-7011
 31日 坂本医院 029-892-2232

◇龍ヶ崎地区

* 上段が内科、下段が外科です。

【8月】

3日 青木医院 64-3131
 秋本脳神経外科 64-3311
 10日 山村医院 66-0555
 みやおか外科整形外科クリニック 62-3761
 13日 三石内科クリニック 62-2234
 竜ヶ崎医院 62-0550
 14日 村井内科小児科医院 62-3380
 牛尾病院 66-6111
 15日 若松内科胃腸科医院 64-0533
 菊地整形外科 64-6111
 17日 山本医院 66-3348
 飯野クリニック 60-2323
 24日 八代内科医院 64-1710
 いがらしクリニック 62-0936
 31日 池田病院 64-1152
 いしかわクリニック 62-0378

* 診療を受ける際は、必ず電話で確かめてください。

・選科履修生
 (1年間在学し、希望する科目を履修する学生)
 ・科目履修生
 (6ヶ月在学し、希望する科目を履修する学生)
【大学院】
■学生の種類
 ・修士全科生
 (2年以上在学し、修士の学位の取得を目指す学生)
 ・修士科目生
 (6ヶ月在学し、希望する科目を履修する学生)
■募集期間
 教養学部・大学院修士科目生
 6月15日～8月31日
 大学院修士全科生
 9月1日～9月16日
■資料請求・問合せ先
 茨城大学内
 放送大学茨城学習センター

TEL 029-228-0683
 FAX 029-228-0685
<http://www.u-air.ac.jp/hp>
男性・女性警察官B
■受付期間
 平成15年7月1日(火)～9月2日(火)
■受験資格
 昭和49年4月2日～昭和61年4月1日までに生まれた人で警察官Aの受験資格(4年生大学卒)に該当しない人
■試験日 9月21日
■問合せ先 竜ヶ崎警察署
 TEL 62-0110
<http://www.pref.ibaraki.jp/p/kenkei/saiyo/index.htm>

自衛官募集案内

	航空学生 (海・空)	一般曹候学生 (陸・海・空)	曹候補士 (陸・海・空)	2等 陸・海・空士 (16年3・4月入隊)
受付期間	8月4日～9月10日	8月4日～9月10日	8月4日～9月10日	8月4日～9月10日
応募資格	高卒(見込) 21歳未満	18歳以上 24歳未満	18歳以上 27歳未満	18歳以上 27歳未満
第1次試験	9月23日	9月20日	9月20日	男子9月中旬以降 女子9月27日
第2次試験	10月18日～23日の間の指定する1日(第3次試験まで)	10月11日～17日の間の指定する1日	10月11日～17日の間の指定する1日	
合格発表	16年1月30日	15年11月10日	15年11月14日	男子11月中旬 女子11月17日
初任給等	160,400円(学歴・経歴等により増額されます。)その他各種手当があります。ボーナス年2回(4.65か月分)			
連絡先	自衛隊茨城地方連絡部龍ヶ崎事務所 ☎0297-64-3351 ホームページアドレス http://www.ibaraki.plo.jda.go.jp			

8月のゴミ収集日

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	12, 26	C地区	5, 19	A地区	9	C地区	23
B地区	14, 28	D地区	7, 21	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区 毎週月・水・金曜日				8月中の予約 → 9月6日			
■問合せ先 都市計画課 環境衛生係 ☎内線155、156							

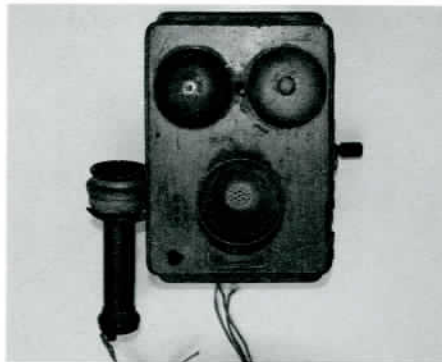
心配ごと相談所

・8月1日(金) 午前10時～正午

◇会場 公民館第2分館

◇問合せ先 社会福祉協議会
 ☎84-2830

電話機



【寄贈】河内郵便局

1837年、ペイジ(米)が電話の原理を発見し、1876年、ベル(米)が発明しました。
日本では、その翌年2機の電話機が輸入され、※工部省と宮内省の間をつなぎ通話実験が行われました。加入件数は1890年、東京で155件、横浜で45件ありました。写真は大正時代に使用されたものということです。

(※工部省は、1870年鉄道・鉱山・工作・灯台・電信・造船など、殖産興業のための官営事業をつかさどるために創設された中央官庁。185年廃止)

戸籍の窓
6月届出分(敬称略)

おめでた

赤ちゃん	保護者	地区
莉美 子	佐川 暢寛	下組
美侑 怜	山倉 仁夫	中金江津
侑里 舞	金澤 稔	平川
翔斗 桜	金澤 順一	平川
	岩澤 賢司	宿

おくやみ

氏名	年齢	地区
江口 篤治	75	下金江津
石山 太郎	84	新橋
塚本 三千代	90	早井
武藤 於貞	94	藤藏
小林 みつい	68	上金江津
山口 かつ子	80	中金江津
塚本 幸一	56	下金江津
萩本 ひろ	86	下金江津

*掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出てください。

町の人口と世帯

平成15年7月1日現在
人口 11,629人(-17)
男 5,776人(-8)
女 5,853人(-9)
世帯数 3,361戸(-1)

町内の交通事故

6月発生状況(前月比)(累計)

発生件数	39件(+22)(162)
死者数	0人(±0)(0)
負傷者数	9人(+4)(57)
竜ヶ崎警察署調べ	



ほくは、安全エレちゃん

8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です

便利で安全な電気は、生活や産業になくてはならないエネルギーです。しかし、使い方をまちがえると、思わぬ事故につながることもあります。特に、夏季は、電気による事故が多く発生しているため、8月を経済産業省主唱の「電気使用安全月間」として、電気使用の安全運動が全国的に展開されています。そこで、関東電気保安協会では、皆さまに電気を正しく安全にお使いいただけるよう「5つのポイント」をお知らせしています。

—— 電気を安全に使う 5 つのポイント ——

- ①漏電遮断器を取り付けて電気事故を防ぎましょう。
- ②アース線はしっかり取り付けましょう。
- ③タコ足配線はやめましょう。
- ④プラグはときどき点検しましょう。
- ⑤取扱説明書(電気製品)にそった使い方をしましょう。

財団法人 関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp